

別記様式第1号(第四関係)

とぎの森地区活性化計画

岩手県一関市

平成22年5月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	とぎの森地区活性化計画			
都道府県名	岩手県	市町村名	一関市	地区名(※1)

尖ノ森地区

計画期間(※2) 平成22年度～平成24年度

目標 : (※3)

地域の基幹産業である農業を継続的に維持するため、集落営業組織の経営安定化を図るとともに農産物の加工、販売等も事業に含めた6次産業化を推進していくものとする。これにより、新たな雇用の創出と集落営農組織が継続して農業生産を続けられる地域を目指すことにより、定住人口の減少を食い止めることを目標とする。

具体的には、地域内的人口が平成21年3月現在299人で、22年3月には288人で11名(転入3名、転出6名、死亡8名)が減少していることから、農林水産物処理加工施設を整備し、そこに働く方4人を新たに雇用することにより、定住人口の減少を食い止めようとするものである。

目標設定の考え方

地区的概要:

一関市は、岩手県の南端に位置し、南は東磐井郡藤沢町、宮城県栗原市及び同登米市、東は陸前高田市、気仙郡住田町、宮城県気仙沼市、西は奥羽山脈をへだてて秋田県雄勝郡東成瀬村、北は西磐井郡平泉町及び奥州市と接しており、東西約63km、南北約46km、総面積1,133.10km²で県内一の規模となっている。尖ノ森地区は、一関市千厩町の中心市街地から南東に7.0kmの所に位置し、標高100～200m程度の波状丘陵地に耕地が散在する典型的な中山間地域であり、高齢者の増加や農業の担い手となる若者がいないなど、将来的に農村集落を形成していく上で多くの課題を抱える地域である。尖ノ森地区は水田の利活用や、将来的な集落営農の在り方を集落内で協議し、平成16年度に地域の担い手として農事組合法人が設立になった。

現状と課題

尖ノ森地区では、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯の増加や担い手となる若者がいないなど、将来的に継続的な農業生産がおこなわれ農村集落を形成していく上で大きな不安を抱える地域である。この地域の担い手となっている農事組合法人では、生産体制を整備し生産コストの低減を図っているが、農作物の価格低迷など年々売上高の減少が続いており、今後の経営不安が続くものと思慮される。

のことから、地域の担い手である農事組合法人の経営安定を図っていく必要があることから、地域の農産物を食材とした商品開発や販売など、多角的な経営を行うことが急務となっている。

今後の展開方向等(※4)

尖ノ森地区の担い手である農事組合法人では、生産された農産物は系統出荷のみの経営であることから、生産された農産物に新たな付加価値を付けた地域ビジネスを展開するなど、多角的な農業経営を行い地域内農家の所得向上と経営の安定化を図る必要がある。

そのため、本事業により農林水産物処理加工施設を導入し、地産地消を基本とした施設とすることにより、地域内の農産物生産量の増加や新たな雇用も生まれることにより、地域内の定住人口の維持を図っていこうとするものである。

また、農林水産物処理加工施設では、一人暮らし高齢者や高齢者世帯への宅配弁当を基本とした加工施設にしたいと考えており、その施設運営を農事組合法人に担ってもらうことにより、地域の高齢者支援と地域農業の活性化を目指す。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
一関市	尖ノ森地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	(農)とぎの森ファーム	有	イ	

(2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

尖ノ森地区(一関市小梨地区)	区域面積 (※2)	306ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 当該地区的総面積は306haであり、小梨字尖ノ森、三ノ沢、大浜、松倉、時ノ沢、堂ヶ崎からなる地域である。田畠の耕地面積は102haである。また、森林面積は156haであり、合計258haで農林地の占める割合は84.3%となっている。 世帯数87戸で農家戸数は63戸が農業に従事しており農業を基幹とする地区である。		
②法第3条第2号関係: 当該地区は、中山間地域であり高齢者の増加や担い手となる農業後継者の不足、さらには農業所得の減少が続き農用地の耕作放棄地も出てきている。また、65歳以上の高齢化率は39%となっており、若者の雇用の場が無いことから、早急な対策が求められており、その活性化策として農林水産物処理加工施設を整備し、雇用の確保と高齢者支援を目指すものである。		
③法第3条第3号関係: 集落が点在している地区であり、市街化区域を形成している地区ではない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者	権利の種類(※1)	土地所有者	農地(※2)	市民農園施設	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

計画最終年度の翌年度(25年度)に、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業で整備した当該施設で働く雇用人数を確認し、目標の達成状況の検証を行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにもかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。